令和元年（ワ）第１７２号

違法行為差止請求事件

原　告　　和　田　廣　治　外７名

被　告　　久　和　　進　外４名

令和元年９月２０日

証　拠　説　明　書

富山地方裁判所　民事部合議Ｃ係　御中

被告ら訴訟代理人弁護士　　神　田　光　信

同　　渡　辺　伸　子

補助参加人訴訟代理人弁護士　　江　口　正　夫

同　　池　田　秀　雄

同　　八　木　　宏

同　　濵　松　慎　治

同　　川　島　　慶

上記事件について，被告ら及び補助参加人は下記のとおり，被告ら及び補助参加人提出の乙号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

記

乙第１号証

証拠の標目	地域の皆さまとともに未来を築く 志賀原子力発電所
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成３０年１２月
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，志賀原子力発電所（以下「本件原子力発電所」といい，特定の号機を示す場合は，「本件１号機」，「本件２号機」という。）について取りまとめたものである。 本書証によって，本件原子力発電所の概要（答弁書第２章第１（４頁））を明らかにする。

乙第２号証の１

証拠の標目	臨時報告書 （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/stock/attach/201407rinji.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２６年７月４日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，関東財務局長に対して提出した報告書である。 本書証によって，平成２６年６月２６日に開催された補助参加人の第９０回定時株主総会において，本件原子力発電所を再稼働しない，廃炉とすべきなどとする原告らの株主提案がいずれも圧倒的大差で否決されたこと（答弁書第２章第１（４頁），同第２の１⑹（１１，１２頁）：本書証１，３頁）を明らかにする。

乙第２号証の２

証拠の標目	臨時報告書 （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/stock/attach/201507rinji.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２７年７月６日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，関東財務局長に対して提出した報告書である。 本書証によって，平成２７年６月２５日に開催された補助参加人の第９１回定時株主総会において，本件原子力発電所を再稼働しない，廃炉とすべきなどとする原告らの株主提案がいずれも圧倒的大差で否決されたこと（答弁書第２章第１（４頁），同第２の１⑸（１１頁）：本書証１，４頁）を明らかにする。

乙第２号証の３

証拠の標目	臨時報告書 （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/stock/attach/201607rinji.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２８年７月６日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，関東財務局長に対して提出した報告書である。 本書証によって，平成２８年６月２８日に開催された補助参加人の第９２回定時株主総会において，本件原子力発電所を再稼働しない，廃炉とすべきなどとする原告らの株主提案がいずれも圧倒的大差で否決されたこと（答弁書第２章第１（４頁），同第２の１⑷（１０頁）：本書証１，３頁）を明らかにする。

乙第２号証の４

証拠の標目	臨時報告書 （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/stock/attach/201707rinji.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２９年７月６日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，関東財務局長に対して提出した報告書である。 本書証によって，平成２９年６月２８日に開催された補助参加人の第９３回定時株主総会において，本件原子力発電所を再稼働しない，廃炉とすべきなどとする原告らの株主提案がいずれも圧倒的大差で否決されたこと（答弁書第２章第１（４頁），同第２の１(3)（９，１０頁）：本書証１，３頁）を明らかにする。

乙第２号証の５

証拠の標目	臨時報告書 （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/stock/attach/201807rinji.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成３０年７月６日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，関東財務局長に対して提出した報告書である。 本書証によって，平成３０年６月２７日に開催された補助参加人の第９４回定時株主総会において，本件原子力発電所を再稼働しない，廃炉とすべきなどとする原告らの株主提案がいずれも圧倒的大差で否決されたこと（答弁書第２章第１（４頁），同第２の１⑵（９頁）：本書証１，３頁）を明らかにする。

乙第２号証の６

証拠の標目	臨時報告書 （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/stock/attach/201907rinji.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年７月４日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，関東財務局長に対して提出した報告書である。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・令和元年６月２６日に開催された補助参加人の第９５回定時株主総会において，本件原子力発電所を再稼働しない，廃炉とすべきなどとする原告らの株主提案がいずれも圧倒的大差で否決されたこと（答弁書第２章第１（４頁），同第２の１(1)（８頁）：本書証２，４頁） ・補助参加人の第９５回定時株主総会において，「志賀原子力発電所は１号機，２号機とも再稼働しない。」，「安全性向上のための追加工事は全て中止する。」等の定款変更を内容とする第４号議案への賛成の割合は３．９パーセントであったこと（答弁書第２章第１（５頁）：本書証４頁）

乙第３号証の１

証拠の標目	第９０回定時株主総会招集ご通知
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成２６年６月５日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，第９０回定時株主総会の開催に当たり作成したものである。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・被告らが，本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしたこと（答弁書第２章第２の１⑹（１１頁）：本書証６，４２，４３頁） ・原子力発電に関連し，原告らを含む一部の株主から，以下の定款一部変更に係る株主提案が行われたこと（答弁書第２章第１（５頁），同第２の１⑹（１１，１２頁）：本書証４１ないし４４頁） 第４号議案（事業目的に「電気事業。ただし原子力発電は行わ」ない旨記載） 第５号議案（志賀原子力発電所の廃炉本部の設置） 第６号議案（再処理の禁止） （なお，上記の株主提案は，いずれも圧倒的大差で否決されている：乙第２号証の１参照）

乙第３号証の２

証拠の標目	第９１回定時株主総会招集ご通知
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成２７年６月４日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，第９１回定時株主総会の開催に当たり作成したものである。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・被告らが，本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしたこと（答弁書第２章第２の１⑸（１０，１１頁）：本書証６，４６，４７頁） ・原子力発電に関連し，原告らを含む一部の株主から，以下の定款一部変更に係る株主提案が行われたこと（答弁書第２章第１（５頁），同第２の１⑸（１１頁）：本書証４６ないし５０頁） 第５号議案（志賀原子力発電所の再稼働を前提とする施策の凍結） 第６号議案（再処理の凍結） 第７号議案（使用済核燃料の保管について） 第８号議案（廃炉措置に伴って生じる放射性廃棄物の保管および処理・処分について） （なお，上記の株主提案は，いずれも圧倒的大差で否決されている：乙第２号証の２参照）

乙第３号証の３

証拠の標目	第９２回定時株主総会招集ご通知
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成２８年６月７日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，第９２回定時株主総会の開催に当たり作成したものである。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・被告らが，本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしたこと（答弁書第２章第２の１⑷（１０頁）：本書証６，４９，５０頁） ・原子力発電に関連し，原告らを含む一部の株主から，以下の定款一部変更に係る株主提案が行われたこと（答弁書第２章第１（５頁），同第２の１⑷（１０頁）：本書証４８ないし５１頁） 第４号議案（志賀原子力発電所の廃炉措置） 第５号議案（原子力本部の業務の抜本的見直し） 第６号議案（プルトニウムの分離および利用の禁止） （なお，上記の株主提案は，いずれも圧倒的大差で否決されている：乙第２号証の３参照）

乙第３号証の４

証拠の標目	第９３回定時株主総会招集ご通知
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成２９年６月７日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，第９３回定時株主総会の開催に当たり作成したものである。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・被告らが，本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしたこと（答弁書第２章第２の１(3)（９頁）：本書証６，４７，４８頁） ・原子力発電に関連し，原告らを含む一部の株主から，以下の定款一部変更に係る株主提案が行われたこと（答弁書第２章第１（５頁），同第２の１(3)（９，１０頁）：本書証４６ないし５１頁） 第３号議案（原子力発電事業からの全面撤退） 第４号議案（核燃料取得計画の抜本的見直し） 第５号議案（使用済み核燃料のより安全な保管体制の確立） 第６号議案（取締役等の責任免除に係る規定において原子力事業については適用除外とする） （なお，上記の株主提案は，いずれも圧倒的大差で否決されている：乙第２号証の４参照）

乙第３号証の５

証拠の標目	第９４回定時株主総会招集ご通知
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成３０年６月６日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，第９４回定時株主総会の開催に当たり作成したものである。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・被告らが，本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしたこと（答弁書第２章第２の１⑵（８，９頁）：本書証１１，１４，２０頁） ・原子力発電に関連し，原告らを含む一部の株主から，以下の定款一部変更に係る株主提案が行われたこと（答弁書第２章第１（５頁），同第２の１⑵（９頁）：本書証１０ないし１５頁） 第３号議案（事業目的に「電気事業。ただし原子力発電は行わ」ない旨記載） 第４号議案（エネルギーシフト推進本部の設置） 第５号議案（志賀原子力発電所の廃炉本部の設置） 第６号議案（再処理からの撤退） （なお，上記の株主提案は，いずれも圧倒的大差で否決されている：乙第２号証の５参照）

乙第３号証の６

証拠の標目	第９５回定時株主総会招集ご通知
原本・写しの別	原本
作成年月日	令和元年６月５日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，第９５回定時株主総会の開催に当たり作成したものである。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・補助参加人の第９５回定時株主総会において，「志賀原子力発電所は１号機，２号機とも再稼働しない。」，「安全性向上のための追加工事は全て中止する。」等の定款変更を内容とする第４号議案が提案されたこと（答弁書第２章第１（５頁），同第２の１⑴（８頁）：本書証１６頁） ・被告らが，本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしたこと（答弁書第２章第２の１⑴（８頁）：本書証１７，２６頁） ・原子力発電に関連し，原告らを含む一部の株主から，以下の定款一部変更に係る株主提案が行われたこと（答弁書第２章第１（５頁），同第２の１⑴（８頁）：本書証１６ないし２２頁） 第４号議案（原子力エネルギーの利用禁止） 第５号議案（再処理の凍結） 第６号議案（使用済み核燃料の保管および処理・

	処分） 第７号議案（再生可能エネルギーを最優先する給電ルールの確立） 第８号議案（大事故を起こした際の損害賠償責任） （なお，上記の株主提案は，いずれも圧倒的大差で否決されている：乙第２号証の６参照） ・被告らは，安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと，効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため，指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続を社内規則において明確化するなど，業務の適正を確保するための体制を整備しており，かかる体制に基づいて適法かつ適切に業務を執行していること（答弁書第２章第２の２（１２頁）：本書証３７ないし３９頁）

乙第４号証

証拠の標目	株主差止め訴訟－富山地裁に提訴 （「志賀原発を廃炉に！訴訟 原告団ホームページ」 https://shika-hairo.com/2019/06/19/%e6%a0%aa%e4%b8%bb%e5%b7%ae%e6%ad%a2%e3%82%81%e8%a8%b4%e8%a8%9f%e2%80%95%e5%af%8c%e5%b1%b1%e5%9c%b0%e8%a3%81%e3%81%ab%e6%8f%90%e8%a8%b4/　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年６月１９日
作　成　者	志賀原発を廃炉に！訴訟 原告団事務局
立証趣旨	本書証は，本件訴訟及び金沢地方裁判所平成２４年（ワ）第３２８号，同２５年（ワ）第５９号志賀原子力発電所運転差止請求事件（以下「金沢地裁訴訟」という。）の原告らが開設したウェブサイトに掲載された，本件訴訟の提起に係る記事である。 本書証によって，本件訴訟を提起した理由について，原告らは，金沢地裁訴訟の「裁判が滞っている」，「その状況を打破するため」であるとしていること（答弁書第２章第１（５，６頁））を明らかにする。

乙第５号証

証拠の標目	志賀原発を廃炉に！原告団ニュース第２３号 （「志賀原発を廃炉に！訴訟 原告団ホームページ」 https://shika-hairo.com/wp-content/uploads/2019/05/d83188369f0585ada79aebd7c0030047.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年５月１５日
作　成　者	志賀原発を廃炉に！訴訟 原告団事務局
立証趣旨	本書証は，本件訴訟及び金沢地裁訴訟の原告らが，各訴訟における自らの主張等を取りまとめたものである。 本書証によって，本件訴訟を提起した理由について，原告らは，「新しい訴訟（富山訴訟）は志賀原発の廃炉を目指すという点で現在の差止訴訟（金沢訴訟）と目的を共有しています。」，「北電本店所在地である富山地裁で提訴するインパクトは大きく、富山県内での運動の拡大を図れる」，「地震・地層問題を争点とした差止訴訟は専門用語が多く難解だが、お金の問題に焦点をあてる訴訟は多くの原告・サポーターにとってわかりやすいといった点が新訴訟の運動的な意義として考えられます。」としていること（答弁書第２章第１（５，６頁）：本書証２頁）を明らかにする。

乙第６号証

証拠の標目	定款 （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/stock/attach/teikan01062.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年６月２６日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人の定款である。 本書証によって，補助参加人が，昭和２６年５月に設立された株式会社であって，電気事業等を営んでいること（答弁書第２章第２の１（７頁）：本書証１頁）を明らかにする。

乙第７号証

証拠の標目	エネルギー基本計画 （経済産業省資源エネルギー庁ウェブサイト https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/180703.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成３０年７月
作　成　者	経済産業省資源エネルギー庁
立証趣旨	本書証は，エネルギー政策の基本的な方針を示すため，エネルギー政策基本法に基づき閣議決定された第５次エネルギー基本計画である。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・原子力発電所の再稼働について，「原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。」とされていること（答弁書第２章第２の１（７，８頁）：本書証１９頁） ・原子力発電について，「運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。」とされていること（答弁書第３章第２の２⑷（２７頁）：本書証１９頁）

乙第８号証

証拠の標目	２０１８年度有価証券報告書 （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/library/attach/201906yuuka.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年６月２６日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，関東財務局長に対して提出した報告書である。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・被告らは，安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと，効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため，指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続を社内規則において明確化するなど，業務の適正を確保するための体制を整備しており，かかる体制に基づいて適法かつ適切に業務を執行しており，特に，原子力発電については，建設・運転・保守の品質保証活動に社長をトップとする「品質マネジメントシステム」を確立し，安全運転・安全管理の徹底を図っていること（答弁書第２章第２の２（１２頁）：本書証２７ないし２９頁） ・補助参加人は，本件原子力発電所の安全性をさらに高めるため，原子力部門の活動状況全般を監視する

	組織として「原子力安全推進部」を設置し，業務運営の改善・改革活動の支援を行うとともに，社外有識者による「原子力安全信頼会議」を設置し，本件原子力発電所の運営を中心とした補助参加人の取組み全般について意見，助言を受けていること（答弁書第２章第２の２（１２，１３頁）：本書証２７ないし２９頁）

乙第９号証

証拠の標目	志賀原子力発電所における安全対策について
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成３０年１２月
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，本件原子力発電所において，福島第一原子力発電所事故を踏まえて講じている安全対策の内容について取りまとめたものである。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・補助参加人は，平成２３年３月１１日に発生した平成２３年（２０１１年）東北地方太平洋沖地震による津波に起因する福島第一原子力発電所事故を受け，早期に「安全強化策」を取りまとめ，実施し，核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正等を受け，平成２５年７月８日に施行された新規制基準も踏まえ，「安全性向上施策」に関する工事を進めており，本件２号機については，原子力規制委員会において新規制基準への適合性確認審査を受けていること（答弁書第２章第２の２（１３頁）：本書証１７頁） ・補助参加人は，本件原子力発電所の耐震設計に当たり，平成１９年（２００７年）能登半島地震の知見を踏まえ，新耐震指針（発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成１８年９月１９日原子力安

	全委員会決定)）に基づく基準地震動Ｓｓ（６００ガル）を策定し，さらに，平成２３年（２０１１年）東北地方太平洋沖地震の知見を踏まえ，新規制基準に基づく基準地震動Ｓｓ（１０００ガル）を策定していること（答弁書第３章第２の２⑴ウ（１９頁）：本書証３頁） ・補助参加人は，本件原子力発電所敷地周辺の活断層について，耐震設計上適切に考慮し，基準地震動を策定していること（答弁書第３章第２の２⑴ウ（１９，２０頁）：本書証３頁）

乙第１０号証

証拠の標目	北陸電力グループ統合報告書２０１９ （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/csr/attach/integratedreport2019.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和元年８月
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，補助参加人グループ各社のＣＳＲに関する取組み等に加え，決算等の財務情報やＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）に関する取組み等を統合して公表した報告書である。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・本件原子力発電所については，現在，敷地内断層について，「断層の抽出と評価対象断層の選定」，「敷地内断層の活動性評価」及び「敷地周辺の地形、地質・地質構造」の３つの論点で審議が進められており，補助参加人は，原子力規制委員会からのコメント等を踏まえ，適合性確認審査に的確に対応していること（答弁書第２章第２の２（１３頁），同第３章第２の２⑴エ（２１頁）：本書証１３，１４，５６頁） ・補助参加人は，「安全性向上施策」については，平成２９年１２月に，東京電力ホールディングス株式会

	社柏崎刈羽原子力発電所６，７号機の新規制基準適合性確認適合性確認審査を通じて得られた技術的知見を踏まえて新規制基準が改正され，代替残留熱除去設備の設置が必要となったことから，当該設備の詳細設計を進めており，また，柏崎刈羽原子力発電所６，７号機や中部電力株式会社浜岡原子力発電所４号機といった適合性確認審査が先行する他社の発電所の審査状況を踏まえて設置することとした代替高圧注水設備の詳細設計も進めていること（答弁書第２章第２の２（１３，１４頁）：本書証１５，５６頁） ・補助参加人は，本件１号機臨界事故の原因を踏まえ，同事故に対する技術的な再発防止対策をはじめ，隠さない企業風土づくり，安全文化の構築等の再発防止対策の実施・定着に取り組んでおり，当該取組みについては，平成１９年５月２５日に設置された社外有識者で構成する「再発防止対策検証委員会」による検証・評価を受けてきたところ，平成２３年２月２３日，同委員会から，「隠さない風土と安全文化」が定着したとの評価を受けていること（答弁書第３章第２の２⑶イ（２５頁）：本書証５５頁） ・補助参加人は，平成２３年１０月１日，社外有識者で構成する「原子力安全信頼会議」を設置し，本件原子力発電所の運営を中心とした補助参加人の取組み全般について，多角的な意見・助言を受けることとし，より一層の安全性，信頼性の向上に努めてい

	ること（答弁書第３章第２の２⑶イ（２５頁）：本書証１６頁） ・補助参加人は，水力発電，風力発電及び太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組んでおり，他社からの受電分を含めた平成３０年度の発電電力量構成比で再生可能エネルギー比率は約３３パーセントを占めていること（答弁書第３章第２の２⑷（２８頁）：本書証２０頁）

乙第１１号証

証拠の標目	除染等の措置等に伴って生じる土壌等の量の推定について （環境省「除染情報サイト」 http://josen.env.go.jp/material/session/pdf/002/mat02-7.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２３年９月２７日
作　成　者	環境省環境回復検討会
立証趣旨	本書証は，平成２３年９月２７日に開催された，第２回環境回復検討会の配布資料である。 本書証によって，国会事故調報告書（甲１）が引用する環境省の「除染等の措置に伴って生じる土壌等の量の推定について」は，「福島県内」ではなく，「宮城県、山形県、栃木県、福島県、茨城県を対象とし」て面積を推定したものであり，同報告書の記述及び原告らの主張は誤りであること（答弁書第３章第２の２(1)ア(ｱ)（１７頁）：本書証１，８頁）を明らかにする。

乙第１２号証

証拠の標目	県民健康調査における中間取りまとめ （福島県ウェブサイト https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/158522.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２８年３月
作　成　者	福島県県民健康調査検討委員会
立証趣旨	本書証は，福島県県民健康調査検討委員会が，福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質について，被曝線量や被曝による健康への影響等の調査結果を取りまとめたものである。 本書証によって，同委員会が，「これまでに発見された甲状腺がんについては」，「放射線の影響とは考えにくいと評価する。」としていること（答弁書第３章第２の２⑴ア(ｱ)（１７頁）：本書証２頁）を明らかにする。

乙第１３号証

証拠の標目	東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関するＵＮＳＣＥＡＲ２０１３報告書刊行後の進展 （国際連合科学委員会ウェブサイト http://www.unscear.org/docs/publications/2017/UNSCEAR_WP2017_JAPANESE.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２９年
作　成　者	国際連合科学委員会
立証趣旨	本書証は，国際連合科学委員会（ＵＮＳＣＥＡＲ）が，福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質について，被曝線量や被曝による健康への影響等の調査結果を取りまとめたものである。 本書証によって，同委員会が，「福島県民健康調査で既に観察されていた相当量の（引用者注：甲状腺がんの）症例は、放射線の影響ではなく、集団検診の感度による可能性が高い」としていること（答弁書第３章第２の２⑴ア(ｱ)（１７頁）：本書証２５頁）を明らかにする。

乙第１４号証

証拠の標目	核燃料サイクルコスト、事故リスクコストの試算について（見解） （原子力委員会ウェブサイト http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/kettei/seimei/111110.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２３年１１月１０日
作　成　者	原子力委員会
立証趣旨	本書証は，原子力委員会が，エネルギー・環境会議コスト等検証委員会からの依頼に基づき，核燃料サイクルコスト及び事故リスクコストの試算についての見解を取りまとめたものである。 本書証によって，原子力委員会が設置した原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会における試算（甲１０）について，原子力委員会は，「今回事故以降に施される安全対策を考慮しないことを前提にしているので、この数字をモデルプラントの事故発生頻度とするのは現実的ではないとの指摘がされた。」としていること（答弁書第３章第２の２⑴イ（１８頁）：本書証２頁）を明らかにする。

乙第１５号証

証拠の標目	実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について（原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000155788.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成３０年１２月１９日
作　成　者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は，原子力規制委員会が，新規制基準の内容や根拠となる考え方について解説したものである。 本書証によって，同委員会が，ＰＲＡ（確率論的リスク評価）について，「ＰＲＡでは原子力発電所の設計情報と運転情報を基に、起因事象を適切に洗い出すとともに、起因事象毎に安全停止状態に移行させるために必要な設備や操作を明確にした上でイベントツリーを作成することで、起因事象と安全機能の喪失の組合せを網羅的かつ体系的に検討することができる。」との見解を示していること（答弁書第３章第２の２⑴イ（１８，１９頁）：本書証１６０頁）を明らかにする。

乙第１６号証

証拠の標目	志賀原子力発電所２号機　新規制基準への適合性に係る申請の概要について （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/shinsa/attach/20140826shiryo1.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２６年８月２６日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，平成２６年８月２６日に開催された第１３２回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において，補助参加人が提出した資料である。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・補助参加人が，新規制基準適合性確認審査において，本件原子力発電所におけるＰＲＡの手法及び実施結果について説明することとしていること（答弁書第３章第２の２⑴イ（１９頁）：本書証２２頁） ・補助参加人は，本件原子力発電所から発生する使用済燃料を，原子炉建屋内に設けられた使用済燃料貯蔵プールに冷却貯蔵しており，使用済燃料貯蔵プールは，燃料体等の冷却，放射線の遮蔽及び臨界防止のための対策が実施され，その安全性は十分に確保されていること（答弁書第３章第２の２⑵イ（２３頁）：本書証３５頁）

乙第１７号証

証拠の標目	安全性向上に向けた更なる取組みについて （原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000210419.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２９年１１月２２日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，平成２９年１１月２２日に開催された平成２９年度第５１回原子力規制委員会臨時会議において，補助参加人が提出した資料である。 本書証によって，以下のことを明らかにする。
	・補助参加人は，本件原子力発電所について，ＰＲＡモデルの高度化を継続実施することとしていること（答弁書第３章第２の２(1)イ（１９頁）：本書証７ないし９頁） ・補助参加人は，本件原子力発電所と同じＢＷＲ（沸騰水型軽水炉。改良型沸騰水型軽水炉はＡＢＷＲ）を設置している他の事業者（東京電力ホールディングス株式会社及び中部電力株式会社）と合同でシミュレータ訓練を実施するなど，技術力の維持，向上に取り組んでいることを原子力規制委員会に説明し，理解を得ていること（答弁書第３章第２の２(1)オ（２１，２２頁）：本書証１０，１１頁）

乙第１８号証

証拠の標目	福島第一原子力発電所事故 その全貌と明日に向けた提言 学会事故調最終報告書（抜粋） ［表紙，１８４ないし１９３頁，奥付］
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２６年３月１１日
作　成　者	一般社団法人日本原子力学会 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会
立証趣旨	本書証は，日本原子力学会が，福島第一原子力発電所事故について調査結果を取りまとめたものである。 本書証によって，原子力発電所において基準地震動を超過した地震動が観測された事例において，いずれも，重要な安全機能の喪失は発生していないこと（答弁書第３章第２の２(1)ウ（１９頁））を明らかにする。

乙第１９号証

証拠の標目	能登半島地震を踏まえた志賀原子力発電所の耐震安全性確認に係る報告について （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/07082002.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成１９年８月２０日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって，平成１９年（２００７年）能登半島地震（平成１９年３月２５日発生）における地震動は一部周期帯で旧耐震指針（発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和５６年７月２０日原子力安全委員会決定））に基づく基準地震動S_2を超えたものの，本件原子力発電所施設の耐震安全性に影響を及ぼすものではなかったこと（答弁書第３章第２の２⑴ウ（１９頁））を明らかにする。

乙第２０号証

証拠の標目	能登半島地震を踏まえた志賀原子力発電所の耐震安全性確認に関する国の検討結果の受領について （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/07082701.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成１９年８月２７日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって，原子力安全・保安院が，平成１９年（２００７年）能登半島地震における地震動は，本件原子力発電所施設の耐震安全性に影響を及ぼすものではなかったことを確認したこと（答弁書第３章第２の２(1)ウ（１９頁））を明らかにする。

乙第２１号証

証拠の標目	志賀原子力発電所敷地内シーム評価書案に対する当社意見書をわかりやすく解説！
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成２７年１２月
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，「志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」（以下「本件有識者会合」という。）で提示された評価書案に対して，補助参加人が本件有識者会合に提出した意見書の概要を取りまとめたものである。 本書証によって，本件有識者会合の評価書に対して，複数の専門家（小島圭二・東京大学名誉教授，徳山明・元富士常葉大学学長及び山崎晴雄・首都大学東京大学院教授）から科学的に重大な問題があるとの指摘がなされていること（答弁書第３章第２の２(1)エ（２０頁））を明らかにする。

乙第２２号証

証拠の標目	検証！志賀原子力発電所の「シーム問題」
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成２８年２月
作　成　者	株式会社エネルギーフォーラム
立証趣旨	本書証は，月刊エネルギーフォーラム誌２０１６年２月号に掲載された，本件有識者会合に関する記事を抜粋して作成された冊子である。 本書証によって，本件有識者会合の評価書に対して，専門家（小島圭二・東京大学名誉教授）から科学的に重大な問題があるとの指摘がなされていること（答弁書第３章第２の２⑴エ（２０頁））を明らかにする。

乙第２３号証

証拠の標目	原子力規制委員会有識者会合評価書案への反論
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成２８年３月
作　成　者	株式会社エネルギーフォーラム
立証趣旨	本書証は，月刊エネルギーフォーラム誌２０１６年３月号に掲載された，本件有識者会合に関する記事を抜粋して作成された冊子である。 本書証によって，本件有識者会合の評価書に対して，複数の専門家（金折裕司・山口大学大学院教授，山崎晴雄・首都大学東京大学院教授及び平松良浩・金沢大学理工研究域教授）から科学的に重大な問題があるとの指摘がなされていること（答弁書第３章第２の２⑴エ（２０頁））を明らかにする。

乙第２４号証

証拠の標目	第百九十回国会衆議院原子力問題調査特別委員会議録第四号（抜粋） （国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/190/0265/19005120265004.pdf　よりダウンロード） ［１ないし４頁］
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２８年６月９日
作　成　者	衆議院事務局
立証趣旨	本書証は，平成２８年５月１２日に開催された衆議院原子力問題調査特別委員会の議事録である。 本書証によって，田中俊一・原子力規制委員会委員長（当時）は，本件評価書について，「私どもとしても、それだけで判断するのは少し拙速過ぎる」，「有識者の方も、これだけ限られたデータなので確定的なことは言えないということで、（引用者注：『今後の課題』の）六項目について、さらに今後こういった点にデータの拡充が必要という報告書になっております」，「あくまでもそれは参考にしていくということで、最終的には原子力規制委員会が判断をする」と述べ，本件評価書で本件原子力発電所の安全性を判断することはできないとしていること（答弁書第３章第２の２(1)エ（２０頁）：本書証３，４頁）を明らかにする。

乙第２５号証

証拠の標目	志賀原子力発電所１号機 第５回定期検査期間中に発生した原子炉緊急停止について （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/07031501.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成１９年３月１５日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，平成１１年６月１８日，本件１号機の定期検査中に，制御棒の引き抜けにより臨界状態になったこと（以下「本件１号機臨界事故」という。）を公表したプレスリリースである。 本書証によって，本件１号機臨界事故の概要，補助参加人が平成１９年３月１５日に同事故につき国及び自治体に報告したこと並びに同事故により重要な設備への影響や外部への放射性物質の放出はなかったこと（答弁書第３章第２の２(3)イ（２４，２５頁））を明らかにする。

乙第２６号証

証拠の標目	原子炉の暴走(第２版) 臨界事故で何が起きたか(抜粋) ［表紙，１９５ないし２１７頁，奥付］
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２３年４月２２日
作　成　者	石川迪夫
立証趣旨	本書証は，原子力工学の専門家（元・日本原子力技術協会理事長）である筆者が，各国の臨界事故について解説した書籍の抜粋である。 本書証によって，本件１号機臨界事故の概要及び同事故により重要な設備への影響や外部への放射性物質の放出はなかったこと（答弁書第３章第２の２(3)イ（２４，２５頁））を明らかにする。

乙第２７号証

証拠の標目	志賀原子力発電所２号機における雨水流入事象の原因と再発防止対策について
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成２９年１月
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が，平成２８年９月２８日，本件２号機の原子炉建屋内に雨水が流入し，一部の電気設備が漏電したこと（以下「本件２号機雨水流入事象」という。）について取りまとめたものである。 本書証によって，本件２号機雨水流入事象の概要及び同事象により重要な設備への影響や外部への放射性物質の放出はなかったこと（答弁書第３章第２の２(3)イ（２４，２５頁））を明らかにする。

乙第２８号証

証拠の標目	志賀原子力発電所１号機の臨界に係る事故についての報告（添付資料を除く。） （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/07042002.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成１９年４月６日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が経済産業大臣に対して提出した報告書である。 本書証によって，補助参加人が，本件１号機臨界事故について，社外の専門家を加えた調査委員会において調査を進め，事実関係及びその根本的な原因究明並びに根本的な原因を踏まえた抜本的な再発防止対策の策定に関する報告を取りまとめ，経済産業大臣に提出したこと（答弁書第３章第２の２⑶イ（２５頁））を明らかにする。

乙第２９号証

証拠の標目	志賀原子力発電所２号機における雨水流入事象に関する原子力規制委員会への報告について （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/16122601.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２８年１２月２６日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって，補助参加人が，本件２号機雨水流入事象について，直接原因分析，根本原因分析及びその結果を踏まえた再発防止対策等を取りまとめた報告書を原子力規制委員会に提出したこと（答弁書第３章第２の２⑶イ（２５，２６頁））を明らかにする。

乙第３０号証

証拠の標目	志賀原子力発電所２号機 原子炉建屋内への雨水流入について（報告）（添付資料を除く。） （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/info/attach/usui171228.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２９年１２月２８日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が原子力規制委員会に対して提出した報告書である。 本書証によって，補助参加人が，本件２号機雨水流入事象について，直接原因分析，根本原因分析及びその結果を踏まえた再発防止対策等を取りまとめた報告書を原子力規制委員会に提出したこと（答弁書第３章第２の２⑶イ（２６頁））を明らかにする。

乙第３１号証

証拠の標目	原子力安全推進準備室の設置について （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/17062201.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成２９年６月２２日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって，補助参加人が，本件２号機雨水流入事象に関する再発防止対策に係る活動を含めた原子力部門の活動状況全般の監視及び改善活動に対する支援等を目的として，品質管理部に「原子力安全推進準備室」を設置したこと（答弁書第３章第２の２(3)イ（２６頁））を明らかにする。

乙第３２号証

証拠の標目	志賀原子力発電所における原子炉建屋内への雨水流入に係る北陸電力の原因分析結果及び再発防止対策について （原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000215492.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成３０年１月１０日
作　成　者	原子力規制庁
立証趣旨	本書証は，平成３０年１月１０日に開催された，平成２９年度第５８回原子力規制委員会の配布資料である。 本書証によって，本件２号機雨水流入事象につき，補助参加人が同委員会に対し提出した原因分析及び再発防止対策に係る報告書が，妥当なものと評価されたこと（答弁書第３章第２の２⑶イ（２６頁）：本書証６頁）を明らかにする。

乙第３３号証

証拠の標目	原子力安全推進部の設置について （補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/18013102.pdf　よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成３０年１月３１日
作　成　者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は，補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって，補助参加人が，本件２号機雨水流入事象に関する再発防止対策に係る活動を含めた原子力部門の活動状況全般の監視及び業務運営の改善，改革活動の支援等を目的として，「原子力安全推進準備室」を社長直属の「原子力安全推進部」に移行したこと（答弁書第３章第２の２⑶イ（２６頁））を明らかにする。